

老朽美浜3号機 運転禁止仮処分 第2回審尋に集まろう

稼働から45年間を超える美浜原発3号機は、特重施設が完成しないため、10月10日に運転を停止しました。私たちは、こんなに古い原発を動かすことはとっても危険だとして二度と動かさないようにと大阪地方裁判所に仮処分申請をしました。この世にあるすべての物は、時間と共に劣化し、いつまでも丈夫で安全な訳がありません。原子力発電所は、高温・高圧であるだけでなく強烈な中性子線が原子炉などを傷つけています。そして過酷事故が起こると放射能が飛散して人間が住めない土地になってしまいます。健康も奪い続け、命までも奪ってしまうかもしれないのです。だから私たちに続くすべての皆さんのためにこの仮処分の勝利を目指して頑張りましょう。第2回審尋の報告会に参加してください。

第2回審尋日程

日時・12月1日(水) 15:00~15:30 非公開
(弁護団と申立人しか入れません。)

会場・大阪地方裁判所
前段行動・14:30~14:50

集会と入廷行進を行います。

皆様のご参加をお願いします。

場所・大阪地方裁判所前の小公園

報告会日程

日時・12月1日(水)

15:00~17:30

15:30までは、告発する会の報告も受けます。

会場・堂島ビルディング 9階
大阪市北区西天満2-6-8



老朽美浜3号機運転禁止仮処分の会

連絡先 反原発県民会議

福井県福井市日之出3丁目9-3 0776-21-5321